

随意契約の状況		担 当 課 : 保健福祉課		
		契 約 日 : 令和8年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込(税抜)
令和8年度健康診断(がん検診等)業務	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(がん検診等)を実施する。	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	公益財団法人 北海道対がん協会 会長 加藤 元嗣 札幌市東区北26条東14丁目1番15号	1件あたり 肺がん検診 胸部エックス線検査 2,420(2,200) 胃がん検診 6,710(6,100) 大腸がん検診 2,772(2,520) 子宮がん検診 頸部 6,270(5,700) 体部 2,717(2,470) 乳がん検診 50歳以上 5,720(5,200) 50歳未満 6,710(6,100) 骨検診 2,200(2,000) 肝炎ウイルス 検査 3,520(3,200)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>がん検診を実施するにあたっては、がんの予防及び早期発見を目的としており、高い検診精度が求められる。また、受診率向上や町民の利便性向上の観点から、多くの町民の検診を実施する体制(集団検診及び個別検診)が確立されていることも必要であり、受託業者は、多くの自治体でのがん検診における受託実績を有し、かつ、これまでの八雲町における受託の実績から、当該業務に求める要件を満たしているといえる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、当該随意契約を行ったものである。</p>				